

B. L. S. KOBE 新型コロナウイルス対策版市民救命士講習会実施要領

この要領は、神戸市消防局が定める「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた市民救命士講習実施要領（ver. 1.0）」（以下「消防局策定要領」という。）に準拠しながらも、その中で細かく定められていない部分や、講習団体それぞれの解釈及び判断に委ねられている部分について、令和2年6月28日に実施した研修会での検討結果をもとに、Basic Life Support KOBE（以下「当団体」という。）統一のルールとして補完するものである。（補完部分は下線付き、それ以外は消防局策定要領に準拠）

1 講習会前に当団体がおこなう事前準備

講習の依頼を受けた段階で、代表または副代表は主催者に対して以下のことを依頼する。いずれかの項目について調整が図れなかった場合は、講習依頼を断る。

- ア 講師と受講者の距離を出来るだけ2m（最低1m）、受講者同士も椅子1つ分程度の間隔が保てるスペースを確保すること。
- イ 受講者の発熱や体温の確認は主催者が行い、体調不良などがある場合は受講できない旨を受講者に事前に伝えておくこと。
- ウ 講習受講時にはマスクの着用が必須であり、主催者が受講者本人に準備してもらうこと。
- エ 受講者が手指消毒をおこなうための石鹸や消毒用アルコール等を会場入口に準備すること。
- オ 講習実施後に、受講者の中に新型コロナウイルス感染者が発生したことを知った場合は、直ちに当団体に連絡すること。

2 講習会当日に当団体がおこなうこと

（1）講習開始前

- ア 当団体のメンバー全員の検温及び体調チェックを実施し、発熱または体調不良者は参加しない。
- イ 講師と受講者の間隔が出来るだけ2m（最低1m）となるように、資機材をセッティングする。
- ウ 受講者同士が対面にならないように椅子を配置し、また座席同士が密着しないように設定する。
可能であれば座席は一つおきに着席するなど、受講者間の間隔を十分に保つよう促す。
- エ 講師はマスク及びゴーグルまたはフェイスシールドを常時着用し、飛沫感染を防止する。
- オ 講師はアルコール消毒液による手荒れ防止のため、ニトリル手袋（医療用ゴム手袋）を常時着用する。
- カ 受講者全員に対して、以下のことについて説明し、理解と承諾を得ること。
 - ① 新型コロナウイルス対策版の講習会を実施すること
 - ② マスク着用を徹底すること
 - ③ 飛沫感染を防ぐために大声を出さないこと

- ④講師はニトリル手袋を着用して講習すること
- ⑤講師は必要最小限の範囲で受講者に近づき、または体に触れて指導する場合があること
- ⑥講師及び受講者全員がアルコール消毒を徹底すること
- ⑦新型コロナウイルスは飛沫感染が主であり、適宜アルコール消毒した手で身体に触れる程度であれば、感染のリスクは極めて低いと考えられること

(2) 講習実施中【心肺蘇生コースの場合】

- ア 講師と受講者の距離はできるだけ2m（最低1m）の間隔を保つよう心掛ける。ただし、受講者の胸骨圧迫の姿勢等を修正する必要がある場合等で、口頭による説明では不十分または時間がかかりすぎると判断した場合は、講師各自の判断により必要最小限の範囲で受講者に近づき、または体に触れて指導することを妨げるものではない。
- イ 最初におこなう展示は今まで以上にわかりやすく、かつ受講者から見えやすくおこなうよう心掛ける。
- ウ 以下の点について、標準の方法（受講者が事前に見るビデオの内容）と今からおこなう実技の内容が異なることを冒頭または適宜に説明し、特に今回の講習会の場だけでなく、今後実際の現場に遭遇した際にも同様におこなうよう指導すること。
 - (ア) すべての傷病者が、新型コロナウイルスに感染している可能性があるものとして扱うこと。
 - (イ) 人工呼吸は実施せず、胸骨圧迫と AED の使用を繰り返すこと。（傷病者が小児の場合で、人工呼吸を実施する意思とそのスキルがある場合を除く。）
 - (ウ) 意識の確認、呼吸の確認の際は傷病者の顔にあまり近づかないようにすること。
 - (エ) 胸骨圧迫をおこなう前に、傷病者の口と鼻を覆うように、タオルやハンカチ等を被せること。
 - (オ) 傷病者の口と鼻に覆いかぶせたタオル等は、手を触れずに捨てるのが望ましいこと。
 - (カ) 救急隊の到着後、傷病者を救急隊に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗うこと。
- エ 周りの助けを呼ぶときなど、本来であれば大声でおこなうべき場面であっても、今回の講習中については「大声を出しているつもり」で、普通の会話程度の声量で実施するよう指導する。
- オ 胸骨圧迫の回数を声に出して数えるときも、普通の会話程度の声量で実施するよう指導する。
- カ 胸骨圧迫と AED を組み合わせた想定練習は、AED パッドの貼り付け時や胸骨圧迫の交代時に受講者同士の距離が極めて近くなることから、極力実施しないものとする。その分、胸骨圧迫のみ、AED のみと、各パート練習に重点を置いて指導する。
- キ 講師は、受講者の実技が終了するごとに、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で訓練用人形の前面部分の全面、AED のボタン及びその周辺及びマットのうち必要と思われる範囲の消毒をおこなう。

(3) 講習実施中【ケガの手当てコースの場合】

- ア 「ケガの手当てコース」については、三角巾や包帯などの受講者同士の貸し借りはおこなわないこと。また、指導する実技については、二人一組でおこなう手技を避け、自分で自分の身体におこなえるもの（膝や下腿部への処置など）のみを実施する。

(4) 休憩時間

休憩スペースは感染のリスクが比較的高いと考えられるため、以下の対策をおこなう。

ア 班ごとの休憩時間を分散させるなど、一度に休憩する人数を減らす。

イ 休憩終了後に会場に入る際には、改めて石鹸での手洗い又は消毒用アルコール等で手指の消毒を実施するよう促す。

(5) 講習終了後

ア 講習会で発生したゴミ (消毒綿、ニトリル手袋等) は、ビニール袋に入れて密閉し、縛ったうえで廃棄する。

イ 使用した資機材はすべて、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒を実施する。このときの消毒は、訓練用人形の全面、AEDの全面、マットの全面とする。

ウ 講習終了後、ニトリル手袋を外した状態で、石鹸での手洗い又は消毒用アルコール等での手指の消毒を実施する。

エ 講習終了後1か月以内に、自身が新型コロナウイルスに感染していたことが判明した場合は、速やかに代表に報告すること。

オ 前記の報告を受けた代表は、速やかに当該メンバーが講師として1か月以内に参加した市民救命士講習会の主催者に対し、その事実を報告すること。